

問題1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 金融庁が監督指針で定める債務者区分のひとつが要注意先であり、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- 2 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q & AのQ 1 1では、条件緩和とは、資金繰り等の悪化のため事業活動の継続性に問題が生じ資金繰りを安定化するために元本返済期日の延長や元本返済の据置き等、既存の借入条件の緩和（＝債務者にとって有利な変更）に該当すると考えられるような変更を指し、金利計算期間の変更等、実務的、形式的な借入条件の変更に過ぎない場合は、ここでいう「条件緩和」に該当しないと示されている。
- 3 金融庁は「貸出条件緩和債権関係Q & A」において、金利減免や元本返済猶予等の貸出条件の改定を実施し、当該債務者に対する総合的な採算を勘案しても基準金利と同等の利回りが確保されていない債権は、「債務者に有利となる取決め」が行われたと認められる債権であると示している。
- 4 このため、上記条件変更により実施される金利減免が、（１）正常先の債務者に対して行われるもの、（２）他の金融機関との競争上の観点から決定されたもの、（３）当初約定時点から決められていたもの、（４）住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合等も、「債務者に有利となる取決め」と看做される。
- 5 同じく、金融庁は「貸出条件緩和債権関係Q & A」において、正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合にも、当該貸出金は基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しないこととなると示している。

問題2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 私的整理に関するガイドライン（以下、本G Lという）による「私的整理」は、会社更生法や民事再生法などの手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務（主として金融債務）について猶予・減免などを行うことにより、経営困難な状況にある企業を再建するためのものであって、多数の金融機関等が関わることを前提とするものであり、私的整理の全部を対象としていない限定的なものである。
- 2 本G Lによる私的整理は、債権者に債務の猶予・減免などの協力を求める前提として、債務者企業自身が再建のための自助努力をすることはもとより、その経営責任を明確にして、株主（特に支配株主が存在する場合にはその支配株主）が最大限の責任を果たすことを予定している。
- 3 本G Lによる私的整理に際して策定する再建計画案には、1）経営が困難になった原因、2）事業再構築計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む）、3）新資本の投入による支援や債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）などを含む自己資本の増強策、4）資産・負債・損益の今後の見通し（10年間程度）、5）資金調達計画、6）債務弁済計画等、を記載することを原則とする。
- 4 本G Lによる私的整理に際して、再建計画が成立した場合に権利を変更されることが予定されている債権者（以下、「対象債権者」という）から債権放棄を受けるときは、支配株主の権利を消滅させることはもとより、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させることを原則とする。ただし、対象債権者全員が再建計画に債務者の自助努力が十分に反映されたものであると認める場合は、原則として債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを要しない。
- 5 本G Lによる私的整理に際して、債務者が対象債権者に対する債務弁済計画を履行できないときは、債務者が法的倒産処理手続開始の申立てをするなどの適宜の措置をとらなければならない。ただし、変更再建計画案について、対象債権者全員の同意が得られたときは、この限りでない。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 法的整理とは、裁判所の関与のもとで法律に則って倒産手続が進められるものをいう。その中でも一般的には再建型倒産法制として会社更生法及び民事再生法、清算型整理法制として破産法及び会社法上の特別清算のもとで行われる手続きをさす。私的整理とは、法的整理に基づく法的手続によらないで、債権者と債務者との合意により集团的に資産や負債を処理する総称として扱われる。
- 2 特別清算手続とは、債権者と債務者が裁判所の監督の下、協議をしながら清算を進める手続であり、破産手続に比べ、簡易かつ迅速に清算処理を進めることが出来るため、大口債権者の協力が得られやすい大企業の子会社の清算処理などに利用されている手続であって、手続終了後当該企業は解散決議を行い解散となる。
- 3 会社再建のスキームを検討するうえで、法的整理についてはまず再建型による実施の可否を検討し、実施が困難と判断される場合に次に清算型の実施の可否を検討すべきである。
- 4 再建型手続は、将来キャッシュフローを生むと予測される事業を存続させながら得られた収益をもとに債務の弁済を行うもので、債権者にとっては、再建期間全体で単純な清算の場合よりも、より多くの債権の回収を図ろうとする手続である。
- 5 特定調停法（特定調停手続）は、債務の返済ができなくなるおそれのある債務者（特定債務者）の経済的再生を図るため、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を行うことを目的とする手続であり、合意が成立し、これを調書に記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力があり、債務者としては、これに従って弁済すればよく、それ以上の取立てを受けることはない。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 民事再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき担保権が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して、当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。
- 2 許可の申立てにあたっては、1) 担保権の目的である財産の表示、2) 前記財産の価額、3) 消滅すべき担保権の表示、4) 前記担保権によって担保される債権の額、を記載した書面でしなければならない。
- 3 許可の決定に対しては、担保権者は、即時抗告をすることができる。また、担保権者は、申立書に記載された価額について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一定期間以内に、担保権の目的である財産について価額の決定を請求することができる。
- 4 価額決定の請求があった場合には、再生裁判所は、当該請求を却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。また前記の場合再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。
- 5 担保権が根抵当権である場合において、あらかじめ設定した確定期日が到来するか、根抵当権者が確定請求を行わない限りは元本は確定しないので、当該担保権は引き続き根抵当権として取り扱われる。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社更生法において、管財人は債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならないが、更生会社または届出をした更生債権者は裁判所の定める期間内に更生計画案を作成して裁判所に提出することができるとされているが、株主はこの限りではない。
- 2 会社更生法において、更生会社の事業を当該更生会社が継続し、又は当該事業を事業の譲渡、合併、会社分割若しくは株式会社の設立により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は同法に規定する者の申立により、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができるとされている。
- 3 会社更生法において、更生計画案の提出者は裁判所の許可を得て更生計画案を修正することができるが、更生計画案を決議に付する旨の決定がされた後はこの限りでないとされている。
- 4 会社更生法において、裁判所は、行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた更生計画案については、当該事項につき当該行政庁の意見を聴かなければならず、修正があった場合における修正後の更生計画案についても同様とされている。
- 5 会社更生法において、裁判所は更生計画案について、同法に規定する労働組合等の意見を聴かなければならず、修正があった場合における修正後の更生計画案についても同様とされている。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 DIPファイナンスとは、米国においては再建型倒産手続である連邦倒産法11章に入った企業に対する融資のことを指す。日本においては、民事再生法等の法的手続のほか、私的整理においても用いられている。開始決定前のDIPファイナンスは裁判所の許可が必要である。
- 2 民事再生手続等の申立直後から計画認可決定までの期間において、再生会社等が運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する手法を「アーリーDIP」といい、再生計画等の認可決定以降に、再生計画等実施に必要となるリストラ資金の融資、設備投資に向けた中長期の融資、再生計画実施中の別除権の買い取り、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資（EXITファイナンス）する手法は「レイターDIP」という。
- 3 会社更生手続の開始前会社（保全管理人が選任されているものを除く）が、更生手続開始の申立後更生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所の許可がなくても、その行為によって生ずべき相手方の請求権は、会社更生手続において共益債権とみなされる。
- 4 2009年1月より、DIP型会社更生手続（会社更生手続を申立てた会社の役員等が、管財人または管財人代理となる手続）が事例として見られるようになったが、これは会社更生法自体の改正によるものでなく、東京地裁の運用基準の改定として行われている。ただし、経営陣の会社運営の監督には裁判所が選任する監督委員兼調査委員があたり、一定の行為には監督委員兼調査委員の同意が必要となる等、経営陣へ制約が課せられている。
- 5 現在DIPファイナンスは政府系金融機関が中心となっはいるものの、民間金融機関との協調融資を行い、企業再生のためのDIPファイナンスの普及活動にも取り組んでいる。民間金融機関にとっても、政府系金融機関が介入することにより、信用リスクを軽減し、融資を行いやすくなるというメリットがある。日本政策投資銀行におけるDIPファイナンスは、再生手続、更生手続の申立後、再生計画、更生計画などが決まるまでの間、社会経済的に有用な事業の劣化・散逸を防止するために必要な運転資金（人件費、原材料費、在庫資金など）を対象としている。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 破産法の目的は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることとされている。
- 2 破産手続が進行し法人および個人に対する免責許可の決定が確定したときは、破産者は破産手続による配当を除き、破産債権についてその責任を免れるとされているが、租税債権や損害賠償請求権に対する債務など、免責されないものもあるので注意が必要である。
- 3 破産手続は、清算型手続であり一般に事業の再生を予定していないが、仮に債務者の事業自体が採算の取れる優良なものであれば、債務者・負債から切り離して事業譲渡し換価することで、破産債権者をより多い配当という形で満足させる一方、事業そのものの再生存続も図れるなど、事業の再生の一環として利用されることがある。
- 4 事業譲渡が破産手続申立前にされ、破産手続開始決定後に債務者の管理処分権が破産管財人へ引き継がれるケースがある。この場合事業価値の棄損が回避できるというメリットがある一方、当該事業譲渡が否認権の対象となるリスクがある。
- 5 破産法においては、破産手続開始の決定がされた後であっても、破産管財人は裁判所の許可を得て破産者の事業を継続することができ、また管財人が事業の譲渡をする場合も裁判所の許可を得る必要があるが、その場合裁判所は事業の譲渡につき、労働組合等の意見を聴かなければならないとされている。

問題8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社からある事業を切り出す方法の代表的なものに事業譲渡ならびに会社分割がある。事業譲渡は「事業の売買」にあたるので対価は金銭の支払となることが多いが、会社分割は「会社の一部をほかの会社に承継させる」ことになるので、原則として対価は株式を使うことになる。
- 2 事業譲渡も会社分割も、すでに存在する事業を引き継ぐという面で共通しており、また引継ぐ事業の範囲を任意に決定できる点、その決定（ただし事業譲渡は「事業の全部および重要な一部の譲渡」の場合）が原則株主総会の特別決議により行われる点も同様である。
- 3 事業の譲渡はその会社の存立に重大な影響をもたらし、場合によっては当該会社の資産価値を毀損しその支払能力に懸念が生じるおそれもあることから、債権者の保護手続が必要となる。
- 4 事業譲渡はその権利義務を取引先ごとに特定して承継するが、会社分割は包括承継することになる。従って会社分割は事業譲渡と比較して相対的に偶発債務を引き継ぐリスクが高く、これを回避するため契約上より厳密な取り決めが必要となることに留意すべきである。
- 5 事業譲渡と会社分割のどちらを選択するかは一長一短があり、各ステークホルダー対応や契約に関する費用、登記の費用などのコストや手間などを総合的に考えた上でどちらを活用するか判断する必要がある。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 会社分割には、会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる吸収分割と、一又は二以上の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させる新設分割があり、いずれも対象となるのは株式会社のみである。
- 2 吸収分割をすると、分割会社および承継会社（以下「当事会社」という）の株主や債権者等が重大な影響を受けるため、会社法は、当事会社の株主や債権者等の利益を保護するための一定の手続を定めている。
- 3 吸収分割株式会社は、吸収契約等備置開始日から吸収分割がその効力を生ずる日後6ヶ月を経過する日までの間、吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 4 当事会社は分割の効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会の決議により、分割契約の承認を受けなければならない。なお、種類株式発行会社については、一定の場合、種類株主総会の決議による承認も必要である。
- 5 分割に反対する当事会社の株主は、会社に対し、自己の有する株式を「公正な価格」で買い取ることを請求できる。これは、分割するかどうかを多数決により決めることができる代わりに、分割に反対する株主を保護するための手続である。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、株式譲渡があげられる。中小企業について株式譲渡を検討する際には、譲渡制限の有無が重要な要素となる。すなわち、株式を譲り受けようとする側は取締役会もしくは株主総会に否決されれば株式の入手が不可能になるため、再建スキームに大きな影響が出る可能性があるためである。
- 2 譲渡制限が付されている会社の株式の場合には、会社に対して取締役会もしくは株主総会での譲渡についての承認を行うよう請求することができるが、これは譲渡側、譲受側のどちらからでも可能である。
- 3 上場会社に株式譲渡のスキームを使う場合には、金融商品取引市場を通じて株式を取得することについては、市場上での活動の自由が保証されている。しかし、金融商品取引法上、一定の要件を満たす株式の取得においては大量保有報告書や臨時報告書が強制されるケースがある。
- 4 買収防止策の一環として、重要な自社の株式の譲渡について、ライセンス契約や代理店契約などの重要な契約に対してチェンジ・オブ・コントロール条項が付されている場合がある。株式の譲渡又は譲受に際し、事業や会社の根幹をなす前提が揺らぐような場合、実質的に株式の異動に制限を課すことになるためである。
- 5 銀行業を営む会社は、一定の独立性がある銀行の投資専門子会社を通じた場合であっても、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得又は保有してはならないとされている。

問題11)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 募集株式の発行を行う場合の既存株主にとっての不利益には、支配比率の減少や株式の価値の減少などが挙げられる。
- 2 会社法では、株式譲渡自由の原則が定められている一方、オーナー企業が多い中小企業においては、株式に譲渡制限を付していることが多い。会社法上譲渡制限を付していない会社を公開会社という。
- 3 募集株式の発行における払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を有利発行というが、取締役は当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- 4 発行する株式に譲渡制限のある会社が募集株式を発行する場合、会社法において、公開会社でない場合は原則として株主総会の特別決議が必要である。
- 5 発行する株式に譲渡制限のない会社において、公開会社の場合の募集株式の発行については、原則として取締役会の決議で募集事項を決定し、機動的な資金調達の便宜を優先させているが、有利発行の場合は株主総会の特殊決議が必要である。

問題12)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 事業リストラの一環として行われるM&Aの過程で利用される手法として、株式交換と株式移転がある。株式交換の具体的な手法は、ある会社の株主が有していた株式を完全親会社になる会社がすべて取得し、対価として完全親会社になる会社の株式等を当該会社の株主に交付することで、2社間で100%親子関係を創設するものである。また株式移転の具体的な手法は、完全親会社となる会社を新規設立し、完全子会社となるある会社の株主が有している株式を新設会社がすべて取得し、対価として新設会社の株式を当該会社の株主に交付することで、完全親会社を新設する点で株式交換と異なる。
- 2 100%親子関係を創設する方法には、単に株式を取得する方法があるが、対価として現金等の資金を準備しなければいけない点と、すべての株主と株式譲渡交渉を行い、合意を得る必要がある。その点、株式交換・株式移転については現金等の資金は必要なく、また株主総会の特別決議で実行できることから、全株主の同意までは必要ない。そのため事業再編が実行しやすくなる施策ともいえる。
- 3 株式交換・株式移転については会社法上原則として株主総会の特別決議を必要とする。ただし、株式交換により完全子会社となる会社の株式を完全親会社となる会社が90%以上の議決権を有している場合には、原則完全子会社となる会社での株主総会の特別決議は不要となる。
- 4 株式交換・株式移転については会社法上原則として株主総会の特別決議、債権者保護手続を必要とし、また反対する株主は会社に対して株式買取請求権を有する。ただし、会社更生法に基づく更生計画内及び民事再生法に基づく再生計画内で行われる場合には、特別決議及び保護手続は不要であり、また株式買取請求権もないと規定されているため、更生計画及び再生計画の成立により実行可能となる。
- 5 株式交換及び株式移転を利用する際には、独占禁止法に抵触しないかどうかを検討する必要がある。株式交換及び株式移転において、完全親会社となる会社の属する企業結合集団の国内売上高が200億円を超える場合は、公正取引委員会への届出が必要となることがある。

問題13)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 デュー・デリジェンス（DD）の一環として行われる法務DDの主たる目的は、M&A等の対象企業の法律上のリスクを明らかにすることである。具体的には各種法規に対するコンプライアンスの遵守状況、対象企業をめぐる訴訟等の法的係争の有無・内容・事業への影響、重要な契約書の有無・内容・問題点、重要な事業用資産や重要な権利の有無や内容等である。
- 2 法務DDにおいて、注意すべき項目の一つに許認可がある。これは対象会社が事業に関して取得している許認可、届出等が調査対象となり、M&A取引の実行に際して、届出等の必要の有無、現在取得している許認可の承継の可否、新たな許認可の取得の必要性等について法務上の調査を行う。
- 3 法務DDの実施にあたっては、他のDDとの関係や役割分担を明確にして、効率よく実施することが重要である。対象企業の事業性を評価する役割を担うビジネスDDとは事業の継続性をめぐる観点等から、資産等の健全性を検証する財務DDとは抽出した重要な資産、負債について法的瑕疵の有無の観点等から連携が重要となる。
- 4 法務DDにおいて開示を依頼する内部書類には、株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書・稟議書、各種規程類などがあり、これらの書類により、コンプライアンスや内部統制に問題がないかを確認する。また勤怠管理関係帳票等労務規定の下位に当たる書類も当該書類に含まれることが多いが、労務規定に明確な法律違反がない限り、重要性は低い。
- 5 法務DDにおいて、その調査対象をどこまで広げるかを定める事は通常行われる。ただし対象企業に子会社・関連会社がある場合には、そうした企業はガバナンス体制が構築されていないことも多いため、大きな法的リスクを抱えているケースがあるので調査対象からはずすかどうかには十分な注意が必要である。

問題14)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 不動産賃貸借やレンタルは、賃貸人がもともと保有している土地や建物、あるいは特定の商品を取引の対象としているが、ファイナンス・リースは、ユーザーが選択・決定した物件をリース会社がユーザー指定のサプライヤーから取得して、それを契約の対象とする。
- 2 ファイナンス・リースの場合、取引全体としては、ユーザー、リース会社、サプライヤーの三者が関与することになる。ユーザーとリース会社とのリース契約、リース会社とサプライヤーとの売買契約は、別個の契約だが、リース物件の引渡し、瑕疵担保責任などに関する条項は密接に関係してくる。
- 3 ファイナンス・リースの場合、リース物件の代金は、リース開始時に、リース会社からサプライヤーに全額支払われ、リース会社は、リース期間中に、物件代金と取引に要した諸費用のおおむね全部をユーザーが支払うリース料で回収することを予定している。したがって、基本的にリース期間中の中途解約は禁止されており、レンタルにおいても賃借人は解約権を有していない。
- 4 リース料には、物件価格、金利、固定資産税、保険料（動産総合保険等）、リース会社の管理費・利益が含まれ、これらの合計をリース期間の月数で割ったものが、毎月の支払リース料となる。
- 5 リース物件は、サプライヤーから直接ユーザーのもとに搬入され、ユーザーは物件の内容を検査し、物件に瑕疵（欠陥）がなければ「物件借受証」をリース会社に発行する。これによりリース会社からユーザーへのリース物件の引渡しが完了し、通常、物件借受証発行日がリース開始日となり、ユーザーはリース料を支払い、リース物件を使用することができる。

問題15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 経営者責任の一環で損害賠償責任を負う法的根拠として、会社法では善管注意義務違反があげられる。すなわち取締役等は、任務懈怠を理由として会社に対して損害賠償責任が発生する。また第三者に対しては、取締役等に悪意重過失がある場合には、損害賠償責任を負う。
- 2 会社に対する取締役等の損害賠償責任について、取締役が自らその責任を履行しようとしなかった場合には、株主が会社に代わって取締役等に対して損害賠償請求を行う、株主代表訴訟が認められている。提訴は1株以上保有していれば可能だが、6ヶ月前より引き続き保有している必要がある。
- 3 取締役の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がなければその一部であっても免除はされない。
- 4 役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の制度において、民事再生法は、再生債務者等が申立を行わない場合には、再生債務者に代わって、再生債権者も保全処分や損害賠償請求権の査定の申立を行うことを可能として、役員に対する責任追及を実現できるように配慮している。
- 5 会社の取締役などの役員が、会社に対して損害賠償責任を負っている場合には、更生管財人が簡易・迅速にそれらの者に対する損害賠償責任の追及ができるようにするため、会社更生手続には役員の責任に基づく損害賠償請求権についての役員の財産に対する保全処分と、役員の責任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の制度が設けられている。

問題16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 労働協約により労働条件を変更することは経営権の行使の一環として使用者に認められている権利である。よって、労働組合内部の意思形成に何ら瑕疵がない場合を除き、これまで労働者が得ていた権利を一方的に奪うような内容の労働条件の不利益変更は原則的に認められていない。
- 2 労働協約の効力が及ぶ者の範囲は、原則として当該労働協約の対象となる労働組合の組合員に限られるため、労働協約の効力が及ばない非組合員との関係については、就業規則の変更が必要となる。
- 3 仕事場で常時使用される労働者の4分の3以上で組織される労働組合と労働協約が締結された場合には、組合員と同種の労働者について当該労働協約の効力が及ぶものとされている。これを一般的拘束力という。労働協約による労働条件の変更の効力が、非組合員に及ばないこともある。
- 4 既に発生している労働者の具体的な権利（弁済期の到来している未払い賃金など）を、事後に締結した労働協約によって遡及して適用することはできない。
- 5 強行法規に反する労働協約や公序良俗に反する労働協約による労働条件の不利益変更は無効との最高裁判決が存在しているが、裁判例の多くは、労使自治の観点から労使間の合意を尊重し、労働協約による労働条件の不利益変更を認める立場に立っている。

問題17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 早期退職優遇制度と希望退職制度は、基本的にはどちらも定年前の従業員に対し、退職金の上積み等の優遇措置を行い、退職を希望する者を募る制度であるが、いくつか違いがある。
- 2 早期退職優遇制度は、年齢構成を一定に保ち、組織の活性化を図ることを目的に一定の年齢に達した退職を希望する者に対し、退職金の上積みなどの優遇措置を講じ、定年前の早期退職を奨励する制度であり、人事リストラなどが必要な状況に対応するための一時的な制度である。
- 3 早期退職優遇制度のその他の目的としては、退職する者の転職や独立の支援、退職給付の標準化、退職給付債務の償却を前倒しで行うことがあげられる。
- 4 希望退職制度は、余剰人員の削減など、事業構造の再構築戦略の一環として賃金水準が高くなった中高年齢者の削減を行い、人件費コストの低減と従業員の年齢構成の改善を目的として期間限定で実施される制度である。
- 5 早期退職優遇制度と希望退職制度は、ともに従業員が自由意思でその選択を行うものであり、強制することはできない。また、制度に応募しなかった従業員に対し、不利益な取扱いをすることはできず、また労働組合がある場合は、労働組合との十分な協議が必要である。

問題18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 労働者が未払賃金立替金制度における立替払を受けることができるのは、その使用者に1年以上事業活動を行っていたことおよび、倒産したという事実があることで、この倒産には破産や民事再生などの法律上の倒産にとどまらず、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合などの事実上の倒産も含まれる。
- 2 労働者が未払賃金立替金制度における立替払を受けることができるのは、当該労働者が、倒産についての裁判所への申立等があった日又は労働基準監督署への認定申請が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であることが必要である。
- 3 労働者は、未払賃金の額等について、法律上の倒産の場合には管財人等による証明を、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長による確認を受けたうえで、独立行政法人労働者健康福祉機構に立替払の請求を行うが、これは倒産手続開始の決定等がなされた日又は監督署長による認定日から2年以内に行う必要がある。
- 4 立替払の対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち、未払となっているものであり、いわゆるボーナスは立替払の対象とはならない。
- 5 立替払をする額は、未払賃金の額の8割であるが、退職時の年齢に応じて88万円～296万円の範囲で上限が設けられている。また、立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。

問題19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 「中小・地域金融機関向け監督指針」(以下、本指針)は、2003年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が公表されたことにもない、その実現ならびにルールの明確化をはかること等を目的として策定された。令和元年12月には金融検査マニュアルの廃止と併せて、本指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等が行われた。
- 2 一般に、中小・地域金融機関の業務については、営業地域が限定されており、特定の地域、業種に密着した営業展開を行っている中小企業又は個人を主要な融資対象としている等の基本的特性を有しており、リレーションシップバンキング、すなわち、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルを展開していると考えられている。
- 3 本指針では、地域金融機関の顧客企業における平時から有事(収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況)への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、事業環境や社会環境の変化に伴い段階的に生じることが想定されることから、地域金融機関は、専ら突発的に生じる要因による有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた顧客企業に、有事への段階的な移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていくことが定められている。
- 4 一方で、中小・地域金融機関、とりわけ非上場行や協同組織金融機関は、市場による経営チェックが行われにくいため、相対的にガバナンスが弱いのではないかなど等の指摘もある。そのため、経営に対する外部からの規律付けを十分に図っていく必要があり、情報開示等による規律付けとともに、当局による規律付けの必要性も大きいとの考えも、本件指針策定の趣旨の一つとされた。
- 5 しかしながら、少子高齢化による国内市場の縮小や世界的な低金利環境の継続、技術革新を通じた新たな競争等により、金融機関の経営環境は厳しさを増し、また、金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速していった。こうした環境変化を背景として、金融機関においては自らの創意工夫により、持続可能なビジネスモデルを構築し将来にわたる健全性を確保し、また将来を見据えた適切なコンプライアンス・リスク管理態勢を構築すること等の必要性がこれまで以上に高まってきたと考えられるようになった。

問題20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- 1 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、1999年10月に中小企業金融公庫と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し設立された。
- 2 日本政策投資銀行は、2008年に特殊法人から特殊会社へ移行したが、その結果民間からの資金の預入や民間企業からの借入が可能になった。
- 3 日本政策投資銀行は、事業性がありながら過去の過剰債務により経営不振に陥っていたり、民事再生計画、会社更生計画の債務が残っており経営不振を払しょくできない会社の支援を行っている。
- 4 日本政策投資銀行は、企業支援と債権保全の両立のため流動資産（集合動産・在庫担保、売掛債権等）を担保として活用するABLスキームに基づくファイナンスを行っている。
- 5 日本政策投資銀行は、DIPファイナンスの他、EXITファイナンス、M&Aの提供等も行っている。